

宇都宮市広告事業のご案内（募集要項）

市民税に関する送付用封筒への広告を募集します！

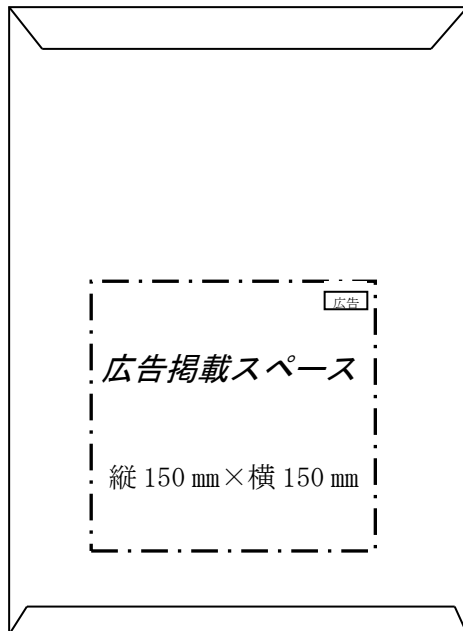
1 募集内容

広 告 媒 体	送付先	発送予定
①特別徴収税額決定通知書送付用封筒	事業所	令和9年5月中旬
②特別徴収税額変更通知書送付用封筒	事業所	毎月25日 (令和9年6月から令和10年5月まで)
③法人市民税申告書送付用封筒	法人	毎月中旬(令和9年4月発送分から)

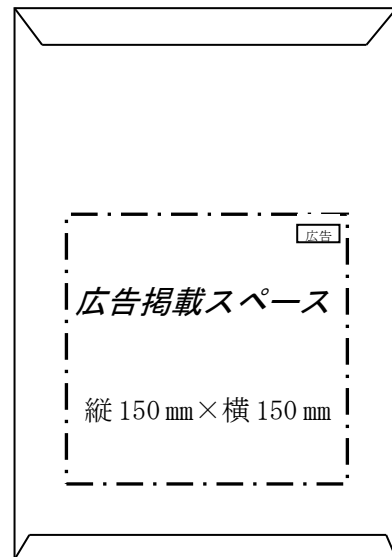
※ 3種類の封筒に同じ広告を掲載します。

◎広告掲載封筒裏面のイメージ

[①・③封筒]



[②封筒]



2 広告掲載料(最低入札価格)

60,000円(税抜き) ※3種類の封筒の合計額

3 応募手続

- (1) 応募の締切日
令和8年10月23日(金)(必着)
- (2) 提出物
 - ・ 申込書(様式第1号)
 - ・ 見積書(様式第2号)
 - ・ 広告主の組織概要

(3) 提出場所

① 持参の場合

〔提出先〕 宇都宮市役所 本庁舎 2階 税制課
(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く)

② 郵送の場合

〔提出先〕 〒320-8540 (専用郵便番号)
宇都宮市役所 税制課 宛

※注 郵送の場合は、**書留又は簡易書留郵便**で「広告事業申込書在中」と明記して送付してください。**(普通郵便は、受付できません。無効になります。)**

3 広告主の決定方法等

(1) 決定方法

広告主の審査を通過したものについて、市が指定した最低入札価格を上回る最も高額な広告料の見積金額を提出された方を広告主として決定します。

なお、広告料の見積金額の最高額提示者が複数の場合には、抽選で決定します。

(2) 結果の公表

応募者に対し文書で結果を通知します。(12月上旬頃)

4 掲載できない広告

詳細については、「宇都宮市広告事業実施要綱」及び「宇都宮市広告事業掲載基準」をご覧ください。

5 見積書の無効に関する事項

詳細については、競争入札参加者心得の「10. 無効とする入札」をご覧ください。

- 市公式ホームページ⇒産業・ビジネス⇒入札情報⇒入札情報(部門別)⇒入札情報(契約課：物品)⇒入札(見積)関係書類(物品用)について⇒入札の心得(令和7年度4月発行)

http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_buppin/form/n_yusatsu_shorui.html

6 その他

- ・ 応募者は、募集要項、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準等を熟読のうえ応募してください。
- ・ 広告料は、広告掲載についての入札であり、デザイン等の作成については、落札者が負担するものとします。
- ・ 広告主については、市税を完納していることを条件とします。
- ・ 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

◎ **ダウンロード**（申込書などのダウンロードができます。）

宇都宮市ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/koukoku/1016935.html>

※ 市公式ホームページ⇒暮らし・手続き⇒お知らせ（暮らし）⇒広告募集⇒「納税通知書送付用封筒」などへの広告を募集

- ・ 申込書・見積書・仕様書
- ・ 宇都宮市広告事業実施要綱
- ・ 宇都宮市広告事業掲載基準
- ・ 宇都宮市市民税に関する送付用封筒広告掲載取扱要領



○ 問合せ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市理財部税制課

電話：028-632-2204 FAX：028-651-5165

Mail：u15002100@city.utsunomiya.tochigi.jp